

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1並びに同項及び同条第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成21年9月3日

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 中谷英樹



記

請求権を有する者の総数の50分の1	13, 113
請求権を有する者の総数の3分の1	175, 937